

Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2021年1月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。

日本語訳と原文（英語）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. インド政府が10分野を対象とする生産連動型インセンティブスキームに係る予算1兆4,600億ルピー（約195億USドル）を承認

2020年11月11日、連邦内閣（Union Cabinet）は、自動車製造、医薬品及び医療機器の分野を対象に今年上期に公表された生産連動型インセンティブ（Production Linked Incentive：以下「PLI」）スキームへの好意的な反応を受け、主要特定10分野でPLIスキームの導入を承認した。補助金の基準額、生産要件、申請窓口などの詳細はまだ通知されていないものの、本スキームに関する正式なプレスリリースでは、優先順位ごとの対象分野一覧、各分野の製品ライン及び今後5年間にわたる財政支出について示している。

通知があり次第、自動車、自動車部品、白物家電、電子機器、バッテリー、医薬品、繊維など、インドの主要製造分野が本スキームによって恩恵を受けることになる。対象分野や製品ラインの詳細は、以下のとおりである。

優先順位	対象分野	対象製品	今後5年間にわたり承認されている補助金額（単位：10億USドル）
1	先端化学電池バッテリー	先端化学電池バッテリー	2.41
2	電子機器／技術製品	半導体の製造、ディスプレイ機器の製造、ラップトップ／ノートパソコン、サーバ、IoT機器、専用コンピュータハードウェア	0.67
3	自動車及び自動車部品	自動車及び自動車部品	7.61
4	医薬品	<p>バイオ医薬品、複雑なジェネリック医薬品、特許取得医薬品又は特許期限間近の医薬品、細胞ベース又は遺伝子の治療薬、希少疾病用医薬品、薬用空カプセル、複雑な添加剤などを含む第1類医薬品</p> <p>原薬／主要出発物質／中間体などを含む第2類医薬品</p> <p>転用薬、自己免疫疾患治療薬、抗がん剤、抗糖尿病薬、抗感染薬、心血管疾患治療薬、向精神薬、抗レトロウイルス薬、体外診断機器、植物薬、インドで製造されていないその他医薬品、承認されているその他医薬品などを含む第3類医薬品</p>	2.00
5	通信・ネットワーク製品	基幹伝送装置、4G／5G、次世代無線アクセスネットワーク・無線機器、アクセス・加入者宅内機器、IoTアクセス機器・その他無線機器、企業用機器：交換機、ルーター	1.63
6	繊維製品：化学繊維、テクニカルテキスタイル	化学繊維セグメント、テクニカルテキスタイル	1.42

7	食品	インスタント食品／調理済み食品、海産物、果物・野菜、蜂蜜、ギー、モッツアレラチーズ、有機卵、鶏肉	1.45
8	高効率太陽光発電モジュール	太陽光発電	0.60
9	白物家電	エアコン、LED	0.83
10	特殊鋼	被覆鋼、高強度鋼、スチールレール、合金鋼棒	0.84
		合計	19.5

2. 政府の承認が必要な外国直接投資（Foreign Direct Investment:以下「FDI」）に関する提案を進めるため、商工省産業国内取引促進局（Department for Promotion of Industry and Internal Trade:以下「DPIIT」）が標準運営手順書（Standard Operating Procedure:以下「SOP」）の改訂版を発行

FDIに関する提案の承認プロセスを迅速化し、従来のSOPを2019年外国為替管理（非債務証券）規則（Foreign Exchange Management (Non-Debt Instrument) Rules, 2019）、プレスノート3及び2020年FDIポリシーと一致させることを目的に、2020年11月9日、インド政府はSOP改訂版を発行した。同改訂版では、さらに明確化され、プレスノート3にある事例を含め、政府の承認が必要なFDIに関する提案を進める上で必要となる文書やタイムラインを示している。インド政府により発行された同改訂版は、期限を定めてFDI申請のレビュープロセスを円滑に進めることを目的とし、2019年外国為替管理（非債務証券）規則及び2020年FDIポリシーに一致している。省庁間の連携がFDIに関する提案をレビューする上で重要であり、SOP改訂版ではタイムライン、提出書類及び説明責任について明確化しており、インドにおけるビジネス環境の整備を促している。以下リンクを参照されたい。

[Tax Alert | Delivering clarity 26 November 2020 \(デロイト India ウェブサイト \(英語、PDF\)\)](#)

3. 2021年1月1日より、物品・サービス税（Goods and Services Tax:以下「GST」）の電子請求書システムの対象納税者拡大

2017～2018年度以降の一会計年度に売上総額が10億ルピーを超える納税者は、2021年1月1日より、GSTの電子請求書の申請が可能となる。

4. インド国外で従事する業務に関して、プロジェクトオフィスに再チャージされている非居住従業員の給料は、課税対象外となる

租税裁判所のデリーの法廷では、本社からインドのプロジェクトオフィスに再チャージされている（インド国外で従事する業務に関する）非居住従業員の給料は、インドで課税対象にならないため、その給料の支払はインドで源泉徴収税の対象とはならないとの判決¹が下された。

5. 従業員自社株購入権に係る支出は、控除の対象となる

カルナータカ州高等裁判所は、従業員自社株購入権の付与に係る割引料（すなわち、付与価格と権利付与日における株価との差異）は、控除の対象となるとの判決²を下した。

¹ Ecorys Nederland's B.V. v. ADIT (ITA no 6494/Del/2016) (Delhi ITAT)

² CIT v. Biocon Ltd (ITA no 653 of 2013) (Karnataka HC)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人
International Tax and M&A

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

Deloitte India

パートナー Bhavik Timbadia btimbadia@deloitte.com

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni kpawan@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人
東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者がかつた損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group



IS 669126 / ISO 27001